

○取扱事業者の届出申請時における手順概要

(gBizIDプライム取得(推奨)について)

- 1 水産流通適正化法全般については、水産庁HPを参照：<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/tekiseika.html>
- 2 水産庁HPの「届出、申請関係」を参照：https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/tekiseika_shinsei.html
- 3 同ページの「届出操作マニュアル」参照
- 4 始めに、G BizID取得について→マニュアル「1 アカウント取得～ログイン」参照
- 5 マニュアルP9：動作環境の確認→各種OS及びそのバージョン、ブラウザの確認
- 6 マニュアルP12：gBizIDの取得について→gBizIDアカウントの種類は「gBizIDプライム」取得を推奨
※「gBizIDエントリー」は後々eMAFF届出時に本人確認のためにマイナンバーカード等の読み込みが必要になります。
- 7 マニュアルP13：gBizIDマニュアル掲載先参照：<https://gbiz-id.go.jp/top/manual.html>
- 8 gBizIDマニュアルP3：書類審査の事前準備を案内→スマホor iPhoneと印鑑(登録(個人))証明書+登録印の事前準備を
- 9 gBizIDマニュアルP2：gBizIDのTOPページへ→URL：<https://gbiz-id.go.jp>
- 10 gBizIDマニュアルP3-8：操作手順を参照(アカウントID(PCメールアドレス)等必要事項を入力)
※書類審査用の様式の印刷→書類作成が必要のため、これらの操作はPC+プリンターが必要
- 11 審査書類様式を印刷→必要事項記入後、G BizID運用センター宛てに各種書類(審査書類+印鑑(登録(個人))証明書)を郵送
※マニュアルP7記載の郵便番号及びセンター宛ての表記でOK※郵送のみ
- 12 **書類審査には原則2週間が必要**→審査が通ればPCメールに「件名：【G BizID】gBizIDプライム登録申請の受付のお知らせ」が届く
- 13 届いたPCメール内のURLをクリック→登録したスマホ等のSMS番号にワンタイムPASSが届く
- 14 PC画面で、スマホ等SMSに届いたワンタイムPASSを入力し、次画面で**gBizIDプライムログイン用のPASSを設定する**
- 15 本PASS及び登録したアカウントID(PCメールアドレス)をもって、eMAFFへログインが可能
※本PASS及びアカウントIDはWordやExcelファイルに別途記録し保管しておくことを推奨
※その他、スマホ等での多機能アプリ取得はマニュアル参照

(eMAFFログイン)

- 1 マニュアル「1 アカウント取得～ログイン」のP34参照：eMAFFログインページへ→URL：<https://e.maff.go.jp/>
- 2 「eMAFF IDでログイン」をクリック→「gBiz IDでログイン」をクリック
- 3 マニュアルP35：gBizで登録したアカウントID(メールアドレス)及びPASSを入力しログイン
- 4 マニュアルP38-40の初回ログイン時の操作を行い、マニュアル「2 届出手続き」へ進む

(eMAFF申請画面での申請について)

- 1 マニュアル「2 届出手続き」のP6-P14の操作を行い、届出事項入力画面へ
- 2 推奨はP11：「**4.2電子手続きを探す②(制度名及び手続名で探す)**」
- 3 P12の項目4番の手続き選択は「**③取扱事業者による届出**」の選択を指定
- 4 2までの操作後、P31の「**③取扱事業者による届出**」参照→各種入力事項を入力し、P35にある届出ボタンをクリックし、届出完了
- 5 eMAFFで届出申請すれば、gBizIDプライムで登録した個人情報や法人情報が反映される→個人の住民票や法人の定款・登記事項証明書の添付は不要
※申請が必要な取扱事業者において、PC等が無く、やむを得ず書面での届出を行う場合、個人事業者においては住民票を、法人の場合は定款・登記事項証明書の添付が必要

(通知の確認手順・届出番号の確認)

- 1 「2 届出手続き」版マニュアルP63参照→基本的に通知のお知らせはアカウントID登録したメールアドレス宛に届く
- 2 PCのメールに通知が来たら、eMAFF ログイン画面から「eMAFF IDでログイン」をクリック→「gBiz IDでログイン」をクリック→eMAFF へログイン
- 3 eMAFF のホーム画面の「通知」欄で、確認したい通知の一番右端「詳細」欄のアイコンボタン(四角形)をクリック
→URLが表示されるのでクリックして内容確認
- 4 マニュアルP68：届出が受理されると「受理通知」が届き、その通知内に7桁の届出番号(事業者割振り番号)が表示されている
- 5 荷口番号作成時にはこの7桁の届出番号を頭に、取引年月日の6桁+ロットの任意数字3桁(アワビ、ナマコの区別は必須)の16桁の番号を設定する。
※荷口番号作成時には、そのロットに含まれる漁獲番号(16桁)が付された商品について、全て紐付けして記録し、保管すること(保管期間3年)